

平成25年度 研究指定校等

学校では、教員の指導力の向上を目的として研究テーマを設定し、授業研究などを通じて実践的な力量を高めるための取り組みを行っています。今年度は、次の学校が東京都及び府中市の研究指定を受けています。研究発表会に伴い、公開授業が開催される学校もありますので、保護者の方もぜひ、ご参観ください。

	名称	指定年度	学校名
東京都 研究指定校	OJT推進指定モデル校	25年度	府中第五小
	スポーツ教育推進校	25年度	府中第一小、府中第三小、府中第七小、府中第十小、四谷小、府中第九中、浅間中
	理数フロンティア校	25・26年度	府中第一小 府中第一中
	言語能力向上推進校	23～25年度 24～26年度	本宿小 府中第二小、府中第七小 府中第三中、府中第一中 府中第三中、浅間中
	人権尊重教育推進校	24・25年度	府中第三小

区分	学校名	研究主題(教科・領域等)	発表会
府中市 研究協 力校	住吉小	住吉に誇りをもち夢や目標に向かって共に挑戦する児童の育成(特別活動)	11/8(金)
	南町小	筋道を立てて考え、表現する子の育成(算数)	10/18(金)
	府中第三中	識字指導を通じた個に応じた指導の充実と在籍校との連携の在り方(特別支援教育)	2/14(金)
	府中第八中	地域と共に「いのち」と「こころ」を未来につなぐ学び(総合的な学習の時間)	10/16(水)
	府中第十中	生徒の学力向上をめざす授業づくり(全教科)	1/31(金)
25・26年度 指定校	新町小	自分の考えをもち、ともに学び合う児童の育成(算数)	26年度 に予定
	小柳小	ふるさと府中を愛する子供の育成(社会、生活、総合的な学習の時間、特別活動)	
	府中第一中	新学習指導要領に則した評価方法と自ら学び考え行動する生徒を育てる授業のあり方について(全教科)	
	府中第二中	「教育環境のユニバーサルデザイン化を推進し、確かな学力の定着」(全教科、道徳、特別支援教育)	

オンリーワンの学校づくり ～市立小・中学校、幼稚園を紹介します～

府中第七小学校

ひとみ きらめく
さわやか すくうる



府中第七小学校では、言語能力の向上を目指して、全校児童が「今月の詩」の暗唱と群読に取り組んでいます。また、地域ボランティアの方々による「本の読み聞かせ」、「一人一冊国語辞典の活用」、「今月の言葉の広場」等も行っていきます。こういった取り組みの様子は2月14日の研究発表会で公開いたします。

また、体力の向上も目指しており、校庭には数々の手作り遊具などがあります。1学期はパラリンピック連続出場の陸上選手をお招きして、子供たちが競技の指導を受けました。今後も「ひとみ きらめく さわやか すくうる」をキャッチフレーズに、学力・体力の向上に取り組んでまいります。

白糸台小学校

交流活動を通して



白糸台小学校では、児童が豊かな関わり合いの中で、心身共にたくましく成長することを目指して、様々な交流活動に取り組んでいます。

全校児童による縦割り班活動では、毎年秋に近隣の都立武蔵野の森公園でウォークラリーを楽しんでいます。また、都立特別支援学校の府中けやきの森学園とは、各学級単位で毎年交流を続けています。合唱団による高齢者福祉施設あさひ苑での合唱交流や第6学年児童による東京外国語大学留学生との交流活動も特色としています。

更に、和太鼓指導や合唱指導に力を注いでいるほか、ラグビーチームは全国大会出場を目指して活動しています。

矢崎小学校

心と心の響き合う教育
～人から学ぶ実践を
通して～



矢崎小学校は、「人から学ぶ」学習を実践しています。専門家や著名人の技術に身近に接するとともに、その方が大切にしている考え方を学ぶ学習です。

道徳授業地区公開講座では、医学博士の藤井輝明先生から、前向きに生き、個性を大切にすることを学び、全校児童による「いじめ根絶宣言」を行いました。また、5・6年生の学習では、ラグビー日本一のサントリーサンゴリアスの選手から、一人一人が仲間を思い行動することの大切さを学びました。

今後も、総合的な学習の時間や道徳の時間の授業で、「人から学ぶ」学習を実施します。そこから人生の教訓について学び、心と心の響き合う教育を推進していきます。

府中第二中学校

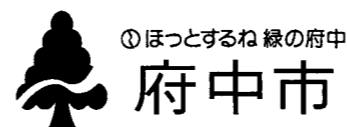
生徒会・PTA共催
「挨拶運動」



府中第二中学校では、特色ある活動として生徒会とPTA共催の「挨拶運動」を実施しています。

「挨拶運動」の期間は日別に担当するクラスを決め、校紀委員会生徒及びPTAが参加の呼び掛けを行っています。担当日のクラスの生徒は朝早く校門に立ち挨拶しています。自ら積極的に行動することで、自立心が育つだけでなく、一日の始めを爽やかな気持ちになることで、充実した学校生活につながっています。

最初は照れていた生徒も、登校してくる生徒と挨拶を交わすうちに元気よく声を出すようになってきました。教員も一緒に参加して活動を見守っています。



指導室だより

— 96号 —
(平成25年9月発行)

【編集・発行】 府中市教育委員会教育部指導室
〒183-8703 府中市宮西町2-24 電話 042-335-4063

アレルギーが心配ですか？

府中市教育委員会委員長 崎山 弘 (小児科医)

昨年12月、調布市で学校給食がきっかけとなり小学生が亡くなる事故がありました。牛乳アレルギーのある女子児童が粉チーズを使った給食を食べて、その約3時間後に亡くなったというものです。この事故が知られてから、学校給食とアレルギーについての関心が高まりました。今から25年前にも札幌市でソバアレルギーの小学校6年生の男子児童が、給食のソバを食べて亡くなっています。このように食物アレルギーに関する事故の頻度は小さいことは事実ですが、子供の命に関わる出来事なので油断することはできません。

1 適切な診断が必要

「卵を食べた後に身体の赤い発疹が出たことがあります。だからこの子は卵アレルギーです。」このように考えている方をよく見かけますが、食べた後に発疹が出ただけではアレルギーとは限りません。雨が降った後に身体に発疹が出たとしても、卵アレルギーと関係はないでしょう。時間的な前後関係があることだけでは、アレルギーの原因という証明にはなりません。「血液検査で卵が陽性に出たから、この子は卵アレルギーです。」と知っている方もいるかもしれませんが、血液検査はアレルギーの直接的な証明ではありません。どのような症状が、どういうタイミングで出たか、血液検査などの結果はどうか、負荷試験(アレルギーを起こすと思われるものを食べさせて反応を見る)で症状が誘発されるかなどを総合的に検討してアレルギーがあるかどうかが決まります。アレルギーがないにも関わらず「子供は〇〇アレルギー」と思い込んでいると、本当は食べられるはずなのに食生活に制限が加わって、友達と同じものが食べられないなど不利益が生じます。さらに「念のために除去しておきましょう。」と給食でも除去食をするとすると、除去食対応の子供が必要以上に増えて、給食の手順が複雑になり、むしろ取り違え事故も起こりやすくなります。本当に除去食が必要なかどうかをまずは、掛かり付けの医師に相談してください。場合によっては、小児総合医療センターのような専門病院での診断が必要になることもあります。診断までは数週間かかることも稀ではありません。毎年、年度末にはアレルギーの有無について診断を希望する人が増えて、予約などが取りづらくなるおそれがあります。アレルギーかなと思ったら、素人判断はせずに、なるべく早く受診をして適切な診断を受けて下さい。

2 経過を見ることが重要

子供の食物アレルギーは、成長とともに自然に治るものが大部分です。乳児期にアレルギーがあって避けていた食べ物も、小学校入学の頃には食べられるようになっていくかもしれません。アレルギーは一度、診断されたらそれで確定というものではありません。掛かり付けの医師と相談して経過を見てもらう中で、アレルギーが治ったという診断を受けることも重要です。

3 アナフィラキシーは要注意

アレルギーという言葉で説明される病気は数多くあります。例えばスギ花粉症もアレルギーですが、スギ花粉を絶対に避けなければならないという必要はありませんし、それは日常生活の上で無理な話です。食物アレルギーがあっても、少量なら食べても大丈夫ということもあります。しかし皮膚症状だけでなく、嘔吐や下痢、腹痛、呼吸困難などを伴うタイプのアレルギーをアナフィラキシーと言って、アレルギーを起こす食品を完全除去することが必要であり、治療も特殊なものになります。アレルギー症状としてアナフィラキシーを起こしたことがあるのかどうかは、学校生活の中で急に具合が悪くなって重症になるかどうかを予想するために重要な情報です。この点については、ぜひ掛かり付けの医師に確認をして、アナフィラキシーがあるようならその旨を学校に伝えてください。

4 学校と家庭と医療機関の連携が必要

寝ているときは何も食べない何も飲まないで、アレルギー症状はまず出ません。子供たちは起きている時間の半分以上を学校で過ごします。アレルギーは体質として常にあるとしても、何らかのきっかけによってアレルギー症状が実際に出るのは学校であることも多いでしょう。学校には医師はいませんし、常勤で看護師がいるとも限りません。アレルギーがある子供も安全に皆と同じように学校生活を楽しめるように、常日頃から保護者と主治医と学校の連携を通して対応方法などについて相談をしておくことが重要です。

5 終わりに

アレルギーに関しては、まず適切に診断し、その経過を追う中で、食事を除去する、薬を使うなどの治療を受けて、学校で重症の症状が出るリスクをなるべく小さくして、子供たちが楽しく学校生活を過ごせるように、保護者、医療機関、学校が連携することが重要です。

小・中連携、一貫教育の推進について - 9年間の「学び」と「育ち」の実現 -

子供たちの「生きる力」(確かな学力、豊かな心、健やかな体)を育み、府中市の目指す子供像である「心豊かで たくましい子供」の実現を目指し、教育委員会では様々な事業を推進しています。中でも主要課題として取り組んでいるのが、義務教育9年間を一体として捉え、子供たちの「学び」と「育ち」の系統性と継続性を重視して接続を円滑に進める「小・中連携、一貫教育」の推進です。ここでは、本市の小・中連携、一貫教育の推進について、Q & Aで説明します。

<府中市の小・中連携、一貫教育 Q & A>

Q1 なぜ今、小・中連携、一貫教育が必要とされているのですか

A 児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活にうまく適応できず、不登校などにつながっていく、いわゆる「中1ギャップ」の増加が指摘されています。中1ギャップの背景は多様ですが、原因として小学校から中学校に進学する際の接続が円滑なものとなっていないことが考えられます。こうした中1ギャップを乗り越えるために、小・中連携、一貫教育の推進が必要とされています。

Q2 小・中連携、一貫教育の目的は何ですか。

A 児童・生徒一人一人の個性や能力を伸ばし「生きる力」を身に付けさせるために、小・中学校の連携を通して確かな学びと育ちを実現することです。

Q3 「小・中連携」と「小・中一貫教育」に違いはありますか。

A 「小・中連携」とは、小・中学校が情報交換、交流することを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すものです。「小・中一貫教育」とは、小・中連携のうち、小・中学校が義務教育9年間を通じたカリキュラムを編成し、それに基づき行うことです。

本市では、現在設置されている学校が中学校区ごとに連携を強め、学習や生活における児童・生徒の課題を改善するためのカリキュラムの作成・実践を目指します。

Q4 子供たちの「学び」と「育ち」とは、具体的にどのようなものですか。

A 「学び」とは、文部科学省が示す学習指導要領の内容の確実な実施と基礎学力の定着のことです。「育ち」とは、基本的な生活習慣や社会性の確立と人間関係形成能力(他者の個性を理解する力、コミュニケーション・スキルなど)の育成のことです。

Q5 今後の府中市の小・中連携、一貫教育の見通しを教えてください。

A 次のとおり、段階的に小・中連携、一貫教育を推進していきます。地域を含めた特色のある取組が企画・実施される際には、ぜひご協力をお願いします。

【ステップ1】 個々の教員が小・中連携における課題意識を高める。

【ステップ2】 授業や行事、研修会等の交流に関する計画を練り、実施する。

【ステップ3】 小・中学校の接続を見通したカリキュラムの編成に着手・実践する。

【ステップ4】 編成したカリキュラムについて、実践をもとに評価し、改善する。

LINE等の注意喚起について

LINE(ライン)、mixi(ミクシー)、Facebook(フェスブック)などは、友人や知人とのコミュニケーションを更に便利に楽しくするもので、子供たちの間で急速に普及しています。しかし、このようなアプリケーションを利用して、暴行、恐喝、誘拐などの事件を起こす悪い大人がいることを忘れてはいけません。

子供たちには、インターネットを楽しむためにルールをつくり、安心・安全に利用できるよう指導していきましょう。

インターネットを楽しく安心して使うためには、ルールをつくるのが大切です。それぞれの家庭、環境に合わせて、家族で一緒に話し合いながら、実行できる無理のない具体的なルールを考えてみましょう。

1. 自分たちのルールをつくる。
2. ルールを守れなかったときのルールを考えておく。
3. 自分たちのルールをつくったら、家の人と話し合う。

ファミリールール (東京都/心の東京革命推進協議会作成: <http://www.kokoro-tokyo.jp>)

警視庁(インターネット安全・安心相談: <http://www.npa.go.jp/cybersafety/>)

府中版コミュニティ・スクールの実施について

「府中版コミュニティ・スクール」は、府中市の目指す子供像「心豊かで たくましい子供」の実現を目的とし、平成26年度から府中市立学校全校で実施します。「府中版コミュニティ・スクール」導入の背景として次のことが挙げられます。

●少子化・核家族化で、人と関わる体験が少ない子供が増えてきた。

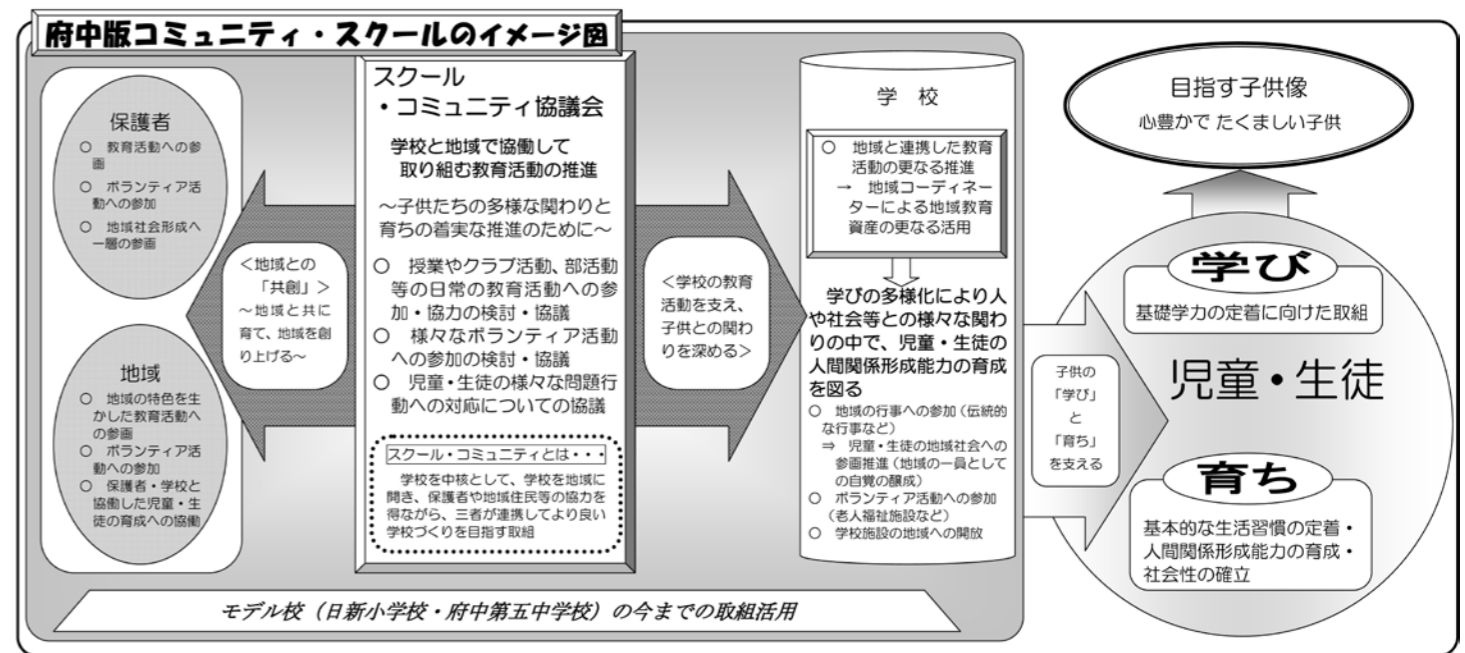
●保護者や地域の多様化により、学校だけで様々な問題に対応することが難しくなってきた。

●家庭と地域、学校の連携が希薄化してきている。

また、平成18年に教育基本法が改正され、同法第10条には「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」、同法第13条には「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と規定されています。

このような背景から、互いを認め合い、受け入れていく中で、相手の立場に立って物事を考え行動することのできる心の広さ、深さ、優しさなどを備えた人間性溢れる子供、すなわち府中市の目指す子供像である「心豊かで たくましい子供」の実現に向けた、学校と地域の協働による双方向での活性化をコミュニティ・スクールの取組を通して目指します。

そのために「学校支援に向けた地域の力を更に結集し、協働体制を構築して地域の特色を生かした学校応援団づくり」、「府中の伝統・文化に根ざした温かみのあるコミュニティづくり」に取り組んでまいります。



道徳授業地区公開講座について

東京都では、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校などにおける道徳教育の充実のために、平成10年度から都内公立小・中学校等で道徳授業地区公開講座を開催しています。平成12年度からは「心の東京革命」の一環として位置付け、今年度については、都内の区市町村立小・中学校1,919校が道徳授業地区公開講座を実施します。

府中市の全小・中学校においても全学級、全児童・生徒を対象に道徳の時間の授業を公開し、保護者の皆様や地域の方に参観していただく機会を設定しています。

また、同じ日に道徳公開講座として、講師をお招きして講演いただいたり、パネルディスカッションをしたりすることで、学校と地域、保護者の皆さんが足並みをそろえて子供たちの心の育ちを見守れるようにしています。

1学期には小学校4校、中学校2校で道徳授業地区公開講座を実施しました。小学校では、子供たち全員に今年、配布された東京都道徳教育教材集の中から「集団や社会とのかかわりに関すること」が書かれた題材を全学級で授業することで、家族の在り方を考えるきっかけづくりに取り組む学校や、中学校では、道徳の時間に全学級で同じ読み物を活用し、友情について考えた上で、生徒代表各学年2人、先生代表2人、保護者・地域代表1人が登壇してパネリスト形式の意見交換会を実施する学校がありました。

2学期には小学校10校、中学校9校が、3学期には小学校8校が、道徳授業地区公開講座を実施します。皆様もぜひ来校いただき、子供たちの豊かな心の育成と一緒に取り組んでいきませんか。